

イギリスの宗教改革と絶対主義

—ヘンリー八世の国王至上法—

大野真弓

一 イギリスの宗教改革の特徴

ボーウィックは、イギリスの宗教改革の特徴について、「イギリスにおける宗教改革に関して、はつきりいえる一つのことは、それが国家の行為であつたということである」⁽¹⁾と述べ、エルトンは「イギリスの宗教改革は上から政府によつて行われた。……大陸の宗教改革は個々の予言者たちの信仰上の反抗に由来し、つぎの段階に至つてはじめて世俗の政府の左右するところとなつた。イギリスにおいては政府がこれを先導した」と書いている。

イギリスにも、改革者ウイクリフの流れを汲むロラード派の伝統が一六世紀まで東南部の小農や手工業者などの間に連綿として生きづづけ、またルターの教説が一五二〇年代にケンブリッジ大学を中心とした知識人の間に行われた事実⁽⁴⁾が存在するが、これらの改革運動が、イギリスの宗教改革の主流となることはなかつた。イギリスの宗教改革はこのよくな下からの改革ではなく、ボーウィックやエルトンの指摘するように、国王の発意に基く上からの改革であり、はじめから国家権力と密接に結びついて進展した。

周知のとおり、ヘンリー八世は一五三四年国王至上法（Act of Supremacy）を發布してイギリス教会をローマ教

会の普遍的支配から自立させ、一五三六——一五三九年修道院を解散してその土地財産を没収したが、教義はカトリシズムそのままであった。これに対し、エドワード六世はプロテスタンティズムに基く祈禱書を制定させ、一五四九年礼拝統一法（Act of Uniformity）によつて国民にその使用を命じたが、つぎのメアリーは国王至上権（Royal Supremacy）を拒け、教皇至上権（Papal Supremacy）を認めてカトリシズムに復帰した。その結果、両教徒の対立が激化し、イギリスが「二つの国に分裂する」危険を生じたので、エリザベス一世が、一五五九年国王至上法および礼拝統一法を制定してエドワード六世のプロテスタンティズムを復活させ、アングリカニズムに基くイギリス教会を確立したのである。

イギリスの宗教改革の経過はほぼ以上のとおりであるが、イギリスについても「忘れてならないのは、エリザベス一世の時代に、イギリス教会に対する批判としてピューリタニズムの運動がおこつたことである。⁽⁵⁾ これは毛織物業者・中産の商人・農民などの中産階級を地盤とし、イギリスの宗教改革における下からの改革運動を代表するものであるが、一七世紀のピューリタン革命の時代、社会的に大きい役割を演じた。したがつて、イギリスの宗教改革は、第一の段階では上からの改革として進展し、第二の段階で下からの改革として表面化したといった方が正確であろう。この点、イギリスの宗教改革は、宗教家の内的信仰から出発した大陸の宗教改革とは正反対のコースをたどつたと見られるが、このイギリス人の宗教改革が国王の発意に基く上からの改革としてはじまつたという事実は、イギリスの宗教改革の特徴として銘記しておく必要があるう。

本稿の目的は、このようなイギリスの宗教改革の発端をなす一五三四年のヘンリー八世の国王至上法をとりあげ、これをイギリス絶対主義と関係させて説明することにある。

(1) M. Powicke, *The Reformation in England*, 1941, p. 1.

㉙ G. R. Elton, England under the Tudors, 1955, p. 110.

㉚ T. M. Parker, The English Reformation, 1950, p. 27; P. Hughes, The Reformation in England, I, 1952, p. 126.
pp. 129~130.

㉛ Parker, p. 27; Hughes, p. 133.

㉜ A. L. Rowse, The England of Elizabeth, 1951, p. 465; R. Usher, The Reconstruction of the English Church, 1910, quoted in M. James, Puritanism (Encyclopaedia of the Social Sciences, rep. 1954, XIII~XIV, p. 40.)

II <ハニーべ申の國憲法帳

西暦一五二〇年のハーリー八世の国王至上法などによつたものであつたか。最初にこれを見ておきへ。

国王陛下がイギリス教会の最高の首長であり、かつ同教会におけるシカゴの謬謬・異端および
悪弊を匡正・制止する権限を有する」とに関する法律

「国王陛下は、正当かつ適法に、事実においてかつ法理において、イギリスの教会の最高の首長である。このことは本王国の聖職者が聖職者会議（Convocation）において承認するにいたるが、これを確証かつ確認すたむ、また本イギリス王国内におけるキリストの教の徳を増進するため、かつは右の教において従来おこなわれてこられたやうの誤謬・異端およびその他の無法および悪弊を制止かつ根絶するため、現議会の権限によつて以下のことを制定する。わが元首たる国王およびこの国王を相続し、かつ継承する本王国の諸王は、ハングリカーナ・ヘンリックなるが生れるイギリスの教会の地上唯一最高の首長（the only Supreme Head in Earth of the Church of England called Anglicana Ecclesia）と解れど、證められ、かつ見なれどもおふたる。また本王国の王冠

に付属し、かつこれと一体をなすものとして、右の教会の最高の首長たる称号および呼称とともに、右の教会の最高の首長という高位に所属し、かつ付属するいつさいの栄典・高位・顕職・裁判権・特権・権限・免除権・収益および財物を、所有し、かつ享有するものとする。さらに、われわれの前記元首およびこの元首を相続し、かつ継承する本王国の諸王は、いつさいの誤謬・異端・悪弊・犯罪・侮辱および無法を、その種別にかかわりなく、時にこれを巡察・制止・匡正・改革・取締・修正・抑制および改正する完全な権能および権限を有するものとする。そしてこれらのものを、宗教上の権限または裁判権の種別にかかわりなく、合法的に改革・制止・取締・匡正・修正・抑制または改正することは、正当かつ可能であつて、これは、最もよく全能の神の御意に添うてキリストの教の徳を増進するものであり、かつ王国の平和・統一および平穏の保持に資するものである。これは、これに反するいかなる慣習・風習・外国の法律・外国の権限・法規またはいかなるその他の事項にも拘束されないものとする。⁽¹⁾」（傍点筆者）

この国王至上法の中で最も重要な部分は「国王が……イギリスの教会の地上唯一最高の首長と解される」という箇所であるが、まず注目されることは「イギリスにおける教会」(Church in England)ではなく「イギリスの教会」(Church of England)とあることである。イギリスにおけるローマ・カトリック教会の分枝にすぎなかつたものが、今や別個のイギリスの教会となつたわけである。われわれは、ここに、イギリス教会自立の一端を認めることができよう。

そして国王は「イギリスの教会の地上唯一最高の首長」ということから、当然「この高位に付属するいつさいの栄典・高位・顕職・裁判権・特権・権限・免除権・収益および財物」を「所有しかつ享有」することになつたが、これによつて、ローマ教皇ないし聖職者会議がもつていた法律制定権が国王の手に歸し、司教の選任が純粹に国王の所管

事項となつた。また大法官府（Chancery）が教会関係の事件の最終審裁判所としてローマ教皇廷にとつてかわり、従来ローマ教皇廷に支払われていたすべての賦課が国王の手に帰するに至つた。その結果、すべてが国王に集中され、ヘンリー八世は「私の教会」といふ言葉さえ使うようになつたと伝えられる。⁽²⁾

やがてに国王は国王至上法に基いて「こゝやこの誤謬・異端・悪弊・犯罪・侮辱および無法を、……巡察・制止・匡正する權能および權限」を与えられたが、これによつて、国王は、世俗上の裁判権以外に、イギリスにおける宗教上の裁判権をも掌握したわけである。⁽³⁾

なおこの際一言すべきは、国王が得た權能は、司教や司祭を監督してその職分を果させ、教義の純正を擁護する」と（教義を決定することではない）であつて、説教を行つたり、秘蹟（Sacrament）を受けたり、その他司教や司祭の職分に属することを執行したりすることではなかつた点である。⁽⁴⁾それゆえ国王至上法の結果イギリス教会においては国王が教皇にとつてかわつたとする見方は不正確とされなければならない。

- (1) J. R. Tanner, Tudor Constitutional Documents, 1922, pp. 47～48.
- (2) G. Constant, The Reformation in England, I, Tr. by R. E. Scantlebury, 1934, pp. 124～125.
- (3) Constant, p. 123.
- (4) E. T. Davies, Episcopacy and the Royal Supremacy in the Church of England in the XVI Century, 1950, p. 107.

III 国王至上法の由来

国王至上法の内容は大体以上のとおりであるが、実は、この法律は、これまでに見られなかつたような全く新しい事態を規定したものではない。それは、イギリスにおいてすでに前から進行していた国王至上権確立への動きに最後

の縮めくくりをつけたものと見られる。

それゆえ、国王至上法を考察するには、とくにそれ以前の同法の前提となる諸事実から見てゆく必要がある。ペー
カーが指摘しているように「中世時代でさえイギリスの国王は教会に対する関係では他の諸君主よりも強硬な態度を
とつた」⁽¹⁾のであるから、中世における国王と教皇との対立抗争関係にまでさかのぼらなければならないかも知れない
が、ここでは考察の範囲をヘンリー八世に限定する。そしてわれわれは、これに関連する史料としてつぎの五つをあげ、それらがヘンリー八世の国王至上法にどのように関連するかを考えてみたい。

- 1 一五一五年の「国王の宣言」
- 2 一五三一年の「聖職者会議の決議」
- 3 一五三一年の「聖職者の服従」
- 4 一五三一年の「初収入税上納禁止法」
- 5 一五三一年の「上訴禁止法」

1 一五一五年の「国王の宣言」

「イギリスの諸王は過去において神を除けば最高であつた」⁽²⁾ (傍点筆者) (the Kings of England in time past
never had any superior but God)

この宣言の「最高」が国王至上法の「最高の首長」に通じ、その原型とも見られるが、事実はどうであつたろうか。
一五一五年、ヘンリー八世の第四議会開会中のことであるが、ウェインチクムの修道院長キッドミニスターが、ヘンリ

一八世が一五一一年制定した聖職裁判特権 (Benefit of Clergy) 制限の法律は神の法に反し教会の自由を侵害するものであるから、これを通過させることに關係したものはすべて教会の懲戒に値すると説教した。このことは議会に非常な衝動をひきおこし、ヘンリー八世は世俗貴族の要求に基いて、神学者を集めてその意見を問うたが、ロンドンの托鉢修道会長のスタンディッシュが同法が教会の自由を害していないことを主張した。そこで世俗貴族は、司教たちに、キッダミニスターに公式に自説を取消せることを要求したが、司教たちはこれを拒絕した。一五一五年スタンディッシュはその行動について説明するため、聖職者会議によび出されたが、彼はこれを国王に訴え、世俗貴族の方からも国王に対してスタンディッシュを擁護することを求めた。国王の裁判官は、スタンディッシュに不利な判決を下すことに関係した聖職者会議の全員は教皇庁上訴禁止法 (Statute of Praemunire) に該当すると宣言した。一方ヨークの大司教は、事件を教皇の決定にまかすことを要望した。こうして事態が紛糾したが、ヘンリー八世はこの時前掲の「朕は神の許しによつてイギリスの王である。イギリスの諸王は過去において神を除けば最高であつた」という宣言を発して断を下すに至つたのである。⁽³⁾

ではこの「最高」は国王至上法の「最高の首長」と同じことを意味しているのであろうか。これについて考えなければならないことは、一五一五年が、王后キャサリンとの離婚問題によつてヘンリー八世とローマ教皇との間に争を生ずるより十数年も前のことであったということである。したがつて、この時代のヘンリー八世には一五三四年の国王至上法の場合のようにローマ教会から自立しようというような考えは毛頭なかつた。現に国王は一五二一年七月ルターの「教会のバビロニア虜囚」に対して「マルティン・ルターに反対して七秘蹟を擁護する」を発表して、九月教皇レオ十世から「信仰擁護者」の称号をおくられたほどであつた。⁽⁴⁾したがつて一五一五年の宣言はローマ・カトリック教会からの自立を説いたものではなく、単に教会に対する国王の支配を主張したにすぎないと解すべきであり

、その限度において国王至上法と関連があつたと見られよう。

2 一五三一年の「聖職者会議の決議」

「われわれは、陛下がイギリスの教会および聖職者の特別の守護者であり、唯一最高の元首であり、かつキリストの法の許容する限りにおいて、右の最高の首長でさえあることを認める」(傍点筆者) (as far as the law of Christ allows, even Supreme Head)

この一五三一年の決議には国王至上法と全く同じ「最高の首長」という文句が出ている。一五三一年といえば、すでにヘンリー八世がキャサリンの離婚問題のため教皇との間に紛争をひきおこしていた時期に当る。そして一五一九年以来宗教改革議会が開かれ、王は議会の力をかりてこの問題を解決しようと努力していたのであり、一五一五年の場合とは事情を異にした。

一五三一年の前年の一五三〇年の夏、数名の司教や指導的な聖職者が、教皇特使 (Legate) ウルジーの裁判権を認めた上で教皇厅上訴禁止法に違反したとして、王座裁判所 (Court of King's Bench) に訴えられた。彼らの中にはキヤサリン派の司教であるフィッシャー、クラーク、スタイルディッシュなどがいた。その後さらに一五三〇年一二月になると、聖職者全体が教皇厅上訴罪を問われた。理由は彼らが不法に宗教裁判権を行使したということである。(7)

この形勢を見て、一五三一年一月二一日に開催されたキャンタベリーの聖職者会議は最初四〇・〇〇〇ポンドを提供して国王のゆるしを得ようとしたが、後これを一〇〇・〇〇〇ポンドに増した。しかしヘンリー八世は満足せず、一五三一年一月七日、聖職者会議に対し、国王が「イギリスの教会および聖職者の保護者にして最高の首長」(Sup-

reme Head) であることを認める文句を挿入しなければ、贈与を受けつけることはできないと通告した。聖職者会議では議論が沸騰し、司教たちが「教会法が許容する限り」(so far as the Canon Law allows) を付加することを提案したのに対し、ヘンリー八世は、これは国王に対しあまり窮屈すぎるとして、拒否した。そして王は「神についていだ」(after God) という限定を付加することを示唆したが、司教たちはこれをあまり漠然としすぎているとした。結局キャンタベリー大司教のウォラムが「われらは、陛下がイギリスの教会および聖職者の特別の守護者であり、唯一最高の元首であり、かつキリストの法の許容する限りにおいて、右の最高の首長でさえあることを認める」という案を提出したが、会議ではこれを支持する声がおこらなかつた。しかし「沈黙しているものは同意していると見なされる」の理で、この案が成立した。⁽⁸⁾三ヶ月ほど後、ヨークの聖職者会議もこれを承認したが、その際議長のダラム司教タンストールは抗議して最高の首長の意味が曖昧であり「世俗関係の事項における」(in temporal affairs) という文句を挿入すれば王の善良な意図が明確になるであろうと申し述べた。⁽⁹⁾これに対して、ヘンリー八世は、「最高の首長」という言葉には「世俗関係の事項における」という限定を付けなければならないといい、かつ国王がイギリス王国の聖職者の世俗関係の首長であることは歴史の上から明らかであると述べた。⁽¹⁰⁾

したがつて一五三一年の聖職者会議の決議における「最高の首長」というのは「教会関係の事項」を除いたものであり、教皇の至上権を否定せず、ローマ教会からの自立を企図したものではなかつた。⁽¹¹⁾せいぜいローマ教会に対する依存度を少くし、フランスもしくはイスパニア程度のローマ教会に対する相対的自立性を確保しようとしたにとどまる。⁽¹²⁾この点では一五三一年の決議は言葉の上の同一性にも拘らず、一五三四年の国王至上法よりも、むしろ先に述べた一五一五年の「国王の宣言」に近い性質をもつていたといえよう。ディクソンが「この称号には、古来の権利を強く主張したというより以上のものは何もなかつた。その権利を問題とするものは誰もいなかつた。未熟な言葉を使つ

て聖職者や国民をおどろかせ、馬鹿なことをしたものだ」と評しているのは凱切である。⁽¹³⁾

3 一五三二年の「聖職者の服従」

「第一に、われわれは、今後、陛下が勅裁を下して、聖職者会議を召集し、……法律および律令を制定・公布・執行することをわれわれに許可し、かつこれらの法律および律令に承認と勅許を与える場合以外は、いかなる新しい規則も、……法律も、……律令も、……将来の聖職者会議において制定・実施・公布・執行しない。

第二に、従来制定された法律・律令・規則の中に、陛下の大権を甚しく害し、陛下の臣民をひどく苦しめるものが種々あると思われるから、……右の法律・律令・規則は陛下ならびに三二名の者の審査・判定に付せられる。三二名の中一六名は、上下両院の世俗議員からなり、残りの一六名は聖職者から構成されるが、以上の全員は陛下の選択・指名によるものとする。

最後に、……上記法律・律令・規則の中、陛下ならびに上記三二名の大多数が神の法ならびに王国の法に違反していると考え、決定するものは、陛下ならびに聖職者がこれを廃棄・撤回する。陛下ならびに上記三二名の大多数が、神の法ならびに王国の法に合致していると判定するものは、陛下の承認ならびに勅許を得る場合に限り十分有効である⁽¹⁴⁾」

この「聖職者の服従」は、前の「国王の宣言」や「聖職者会議の決議」のように言葉の上では国王至上法と結びつかないが、内容的には国王至上法と深いつながらを有する。エルトンの指摘するように「最後にイギリスにおけるローマ教会の裁判権を完全に破壊し、ローマ教会に対するイギリスの従属を完全に終熄させる政策がこの一五三二年にはじまつた⁽¹⁵⁾」のであり、イギリス教会のローマ教会に対する自立の端がここに開けたといえる。この意味で一五三二

年の「聖職者の服従」(Submission of Clergy)は一つの画期を形づくる文書であるが、このような教会政策の転換はどのようにしておこつたのであらうか。ここにわれわれはこの頃王の側近となり、王の政策に大きい影響を及ぼしたトマス・クロンウェルの存在を思いおこすべきであろう。最近エルトンが書いた論文によると、最初王はローマ教会からの自立のようなことを企図していはず、時の経過につれてそのような考え方へ到達したのであり、それに前述のクロンウェルが重大な役割を演じたというのである。⁽¹⁶⁾ ではクロンウェルとはいかかる人物か。クロンウェルは、鍛冶屋・醸造業者・毛織物仕上業者の父をもち、中産階級の出身であつた。若い時イタリアにはしり、フランス軍に傭兵として参加したが、その後、ヴェネチアで富裕な商人の会計係になり、ネーデルラントで貿易に従事した。一五二一年イギリスに帰り、法律家として商人として活動した。一五二〇年頃大法官ウルジーの知遇を得、一五二三年議会に出たけれども、選挙区は不明である。一五二五年ウルジーの側近の一人となつたが、ウルジー没落後は巧みに新情勢に処してヘンリー八世の信頼を得、一五三〇年末枢密院に入つた。そして一五三一年にはその中心となり、法律関係の事務を監察し、議会における法案の起草に当つた。彼の政治に対する考え方は、イタリアその他における体験を基礎とするもので、マキアヴェリの「君主論」(Il Principe) (一五一三年稿、一五三一年刊) を座右から離さなかつた。當時君主論は未だ印刷になつていなかつたが、クロンウェルはその写本を有したと推定される。⁽¹⁷⁾ またマキアヴェリの同国人マルシリウスの「平和擁護者論」(Defensor Pacis) (一三三四年稿、一五二〇年刊) も彼の愛読書の一いつであつた。マルシリウスは、宗教は全体として国家に依存すべきこと、教会においては君主が最高であるべきこと、国家における聖職者の地位は祭式を施行し、君主の裁可した教義を教えるという職務の担当者たるにとどまる」とを説いた。そして一五三五年クロンウェルは国費で「平和擁護者論」を英訳・印刷させたのである。⁽¹⁸⁾ このようにしてクロンウェルは国家の主権に関する新しい理念を構成し、ローマ教会に対しても、一五二九年宗教改革議会が開かれた

頃から、ヘンリー八世と異り、はつきりした見透しをもつてていたものと思われる。^(19a)

ところで、最初にあげた「聖職者の服従」の契機となつたといわれる「教会裁判官に反対する庶民の歎願書」(Commons' Supplication against the Ordinaries) の起草にもクロンウェルが深い関係があつたのであつて、その草案にはクロンウェル自筆の訂正が残つてゐる。一五二二年三月一八日庶民院が、ヘンリー八世に対し、この「教会裁判官に反対する庶民の歎願書」を提出したが、彼らは、その中において、聖職者と平信徒との間に軋轢がおこり王国の平和が脅威されていることを指摘した後、その原因として、聖職者会議において聖職者が王国の法に違反する法律を制定していること、貧しい人々が教会裁判官によつて宗教裁判所に専断的に召喚されること、宗教裁判所では法外の手数料がとられること、遺言の検認がおくられること、未成年者に聖職祿(Benefice) が与えられていること、祝祭日の多すぎることなど一二ヶ条をあげた。⁽²⁰⁾ ヘンリー八世はこの歎願書を受取り、聖職者会議に廻付したが、聖職者は、法の基準は聖書にあり、聖書を解釈するものは教会であるから、教会の法は直接神の法に基盤をおくものであり、これに反する法律は無効であると称して、教会の法律制定権を擁護した。⁽²¹⁾ ヘンリーははなはだ不満で、五月一〇日コンスタンのいわゆる「聖職者の法律制定権を全廃する一種の最後通牒」をつきつけるとともに、翌日、議長のほか庶民院議員一二名、貴族八名をよび出して、「わが王国の聖職者はかつては完全にわが臣下であったが、現在は二分の一定程度の臣下であるにすぎない。⁽²²⁾ いなほんどわが臣下ではない」と語つた。聖職者会議はこれが議会で立法化されることをおそれ、五月一五日国王に屈し、その要求を認めた。この文書が最初にかかげた「聖職者の服従」で、翌五月一六日国王に提出された。ドイツ帝国の大天使はこれを詳して「聖職者は靴屋にもおとる。靴屋は会合して自らの規約を決める力をもつてゐる」と述べているが、現代の史家の評価もほぼこれと一致している。それは「古くから認められていた権利の強制的放棄」(ガアドナー) であり、「独立の法律制定権の放棄」(ポラード) であり、「新たに

降伏」(コンスタン)であり、「教会權威の自殺」(ヒューズ)であつた。⁽²⁵⁾要するにこれ以後聖職者會議と国王との関係は議会と国王との関係と同じようなものになり、聖職者會議は討論し、提案することはできたが、その決定に法律としての効力を与えるためには、最後に国王の承認を得ることが必要となつた。

一五三一年の聖職者會議の決議によつて「重大な留保付」で最高の首長になつた国王が一五三一年の「聖職者の服従」においては「留保なし」の最高の立法者の地位を占めた。メリマンのいうように、それは「教会と国家における国王至上権確立への第一歩であつた」⁽²⁶⁾と考えられる。

4 一五三二年の初收入税上納禁止法

「初收入税の不法な上納(訳者註、ローマ教皇厅への上納)は今後全く停止する。

今後本王国において大司教職もしくは司教職に……選任された……ものはいかなるものでも初收入税を上納してはならない。」

この法律は、イギリスにおける教皇の有利な収入源をたちきるとともに、教皇至上権の物質的な基礎の一角を破壊するものであつた。

大司教や司教は就任の初年にその聖職祿から得た一年分の収入をローマ教皇厅に上納することになつていたが、一五三二年の議会でこれが槍玉にあがつた。メートランドによると、それは、第一に初收入税が教皇の鎧の中でもつとも脆弱でもつとも痛みやすい部分であり、第二に教会法大全(Corpus Juris Canonici)の中に右初收入税の上納を要求する規定が存在しなかつたからである。そして議会ではクロンウェルの起草にかかるつぎのような初收入税上納禁止法案が上提された。同法案は「初收入税は、最初は単に異教徒に対してキリスト教徒を守るためにこれを徵收する

ことを黙認されていたが、今やいつさいの権利や良心を無視して單なる義務として利欲のためにのみ要求される。周知のとおり……ヘンリー七世の治世第二年から今日（一五三二年）に至るまで、大司教職・司教職叙階の勅書の発行のために上納される初収入税の名の下に、本王国からローマ教皇に流れた金は八〇〇・〇〇〇ダカットすなわち一六〇・〇〇〇ポンドに達し、……本王国を非常な貧困に陥れた⁽²³⁾として、「不法な初収入税は今後全く廢止する。今後本王国において大司教職もしくは司教職に指名・選任……されたものはいかなるものでも初収入税を上納してはならない。これに違反すれば、……いつさいの動産を永久に、またいつさいの所有地や占有地を在職期間中、わが元首たる国王に没収される。ローマ教皇が今後国王の指名する高位聖職者の叙階式（Consecration）に必要な勅書その他をおくらせもしくは出さない場合には、高位聖職者は、司教の場合にはその司教区所在の管区の大司教により、大司教の場合は国王指名の二名の司教よりなる委員会によつて、右の勅書なしに叙階される」ことを提案したものである。

この法案の通過に際して貴族院では司教および修道院長の全部と一名の世俗貴族が反対した。ヘンリー八世は、庶民院における通過が容易でないと考へて、自ら同院の説得につとめ、初収入税がイスペニアなどでは徵收されてないことを説き、これ以上教皇の権威をそこなうような手段はとらないことを約したが、王は、他方では国王の幸福と王国の繁栄をこいねがう議員は一方の側に、反対のものは他方の側に集ることを要求したため、若干のものは王の怒りにおそれをなして、態度をかえた⁽²⁴⁾。こうして初収入税上納禁止法（Act of Annates）は若干の修正を施して成立を見たが、この法律にはクロンウェル起草の「国王が翌年のイースターもしくは次期会期のはじまるまでに開封特許状（Letters Patent）によつて、この法律を施行するかしないかを宣する」という但し書きがついており、教皇クレメンス七世が離婚問題について妥協すれば初収入税をそのままにしておこうという態度を示した。ところがローマ教皇に譲歩す

る氣色がなかつたため、一五三三年七月九日の開封特許状によつて同法律は効力を発したのである。⁽⁴³⁾

この法律は、先に述べた一五三二年の「聖職者の服従」がヒューズのいう如く「反聖職者的」であるのに對し、「反教皇的」とも稱すべきものであろう。⁽⁴⁴⁾それはマッキーのいう「獨立の宣言」⁽⁴⁵⁾であり、エルトンの述べるようになつて議会が教皇に対して弓を引くにいたつたのである。この点初收入税上納禁止法が国王至上法の直接の前提となるゆえんが存する。

5 一五三三年の「上訴禁止法」

「種々様々の古い信すべき歴史や年代記によると、本イギリス王国は、最高の首長であるとともに……国王であるものによつて統治されるエンペイア（筆者註、主權國家）であることが明示されており、また世界ではこれまでそのように認められている。聖職者と平信徒という關係ならびに名称で区分されているあらゆる種類・階層の人々から構成されている政治体は、この王に対し、神のつぎに、自然にして恭順な服従の誠を致す義務がある。……今後、いつさいの遺言関係の訴訟、結婚・離婚の訴訟、十分一税・奉獻物・不時收入の権利に関する訴訟は、……最終的に、明確に、國王の裁判権ならびにその権限の中において審理され、判決を下されなければならず、それ以外であつてはならない」。⁽⁴⁶⁾

元来ローマ教皇厅に対する上訴ということはアングロ・サクソン時代から存在し、ノルマン初期の諸王も、地方の教会裁判所が判決を下す能力のない事件については勅許によつて上訴を認めた。その範囲は教会裁判所が扱つたあらゆる種類の事件に及び、とくに司教の選任に関する紛争、婚姻や遺言に関する事件、司教・修道院の権威に対する反

抗、教会の慣行の解釈等々を扱つた。しかし歴代のイギリスの王はこれを制限しようとしたのであり、エドワード三世、リチャード二世はそれぞれ一三五三年、一三九三年に教皇厅上訴禁止法を制定した。これによつて国王の裁判所以外に事件を上訴したものは追放され、財産を没収されることになつたが、教皇厅上訴禁止法は教皇厅への上訴を根絶することはできなかつた。第一に王の許可を得た上訴や地方の教会裁判所が取扱う能力のない事件の上訴の場合はこれがゆるされたし、第二に教皇と国家とが氣脈を通じた場合はどうにもしようがなかつたからである。しかし一五世紀になると教会の権威の失墜や国民主義の抬頭によつて上訴の数がへり、その事件も婚姻や遺言を主とするようになつた。⁽³⁸⁾

ところで、ヘンリー八世はなお教皇から宮女アン・ブーリンとの結婚の許可をえられなかつたが、彼女が妊娠するに至つたので、一五三三年一月二日秘密裡に彼女と結婚した。そして一五三三年二月四日宗教改革議会の第四会期がはじまる、国王はイギリスの大司教がローマ教皇厅と関係なく、「この重大事件」⁽³⁹⁾の判決を下しうるように前記上訴禁止の立法化をいそいだ。この上訴禁止法の起草に当つたのもクロンウェルである。

庶民院はこの法案が成立したあかつき教皇が報復手段として聖務禁止（Interdict）を発することをおそれて反対したが、それは宗教上の理由よりむしろ経済上の理由に基くものであつた。すなわち教皇がイギリスを離教したもの（schismatical）として取扱い、イギリスとり重要なネーデルラント（フランドル）に対する羊毛貿易を禁止する」とを心配したのである。これに対してもヘンリー八世は、羊毛貿易がイギリス人に必要である以上にフランドル人にも必要であり、聖務禁止は空虚な威嚇にすぎないと説得した。そして課税その他庶民院を刺戟するような要求を出さないように注意して、同法案を成立させた。⁽⁴⁰⁾

この上訴禁止法（Act of Appeals）は、先の一五二二年の「聖職者の服従」が立法の方面における国王の至上権

を確立したのに対し、裁判の領域における国王の至上権を確立したものである。聖職者の中にはこの際イギリス教会をローマ教皇の裁判権から自立させることによつて、教会の国王に対する自治を回復しようと図つたものもあつたが、そのようなことは許されず、教会の権力は国王に淵源し、イギリス王国の法に従つて行使さるべきものとされた。⁽⁴¹⁾ なおこの法律で注目すべきは、前文に出ている「最高の首長であるとともに王であるものによつて統治されるエンペイア」という言葉である。元来このエンペイアに由来するエンペラーという称号はアングロ・サクソン時代から見られ、エドワード一世、ヘンリー五世もこれを用いた。それは、一国以上、二民族以上を支配していることを意し、現にエドワード一世はスコットランドを、ヘンリー五世はフランスを支配した。これに対し一五三三年の上訴禁止法にあらわれているエンペイアは、いかなる外国権力の支配も受けないところの自主独立の国家を意味した。この新しい主権国家の概念を導入した人はクロンウェルで、彼は大陸に遊んでいる頃こうした考えに接したものと考えられる。⁽⁴²⁾

以上、われわれは、国王至上法の前提となる五つの史料をあげ、国王至上法との関係を考察したが、最後に反覆をいとわず全体をもう一度要約して見る。ローマ教会からの自立ということは最初から決定していたことではなく、ヘンリー八世がその方向へ踏みきつたのはだいたい一五三一年の頃と見られる。一五一五年の「国王の宣言」はルタの九十五ヶ条の意見書発表以前のもので、その「最高」とは国王のイギリス教会に対する支配を主張したにとどまる。一五三一年の「聖職者会議の決議」の「最高の首長」は言葉の上では一五三四年の「国王至上法」の起原をなすが、それは「世俗関係の事項における」最高の首長を意味し、ローマ教会からの自立を企図したものではなかつた。

そしてローマ教会に対する態度がはつきりするのは近代的主権国家論者のトマス・クロンウェルがヘンリー八世の側近者となつてからのことである。まず一五三二年の「聖職者の服従」によつて、立法の方面における国王の至上

権が確立した。一五三一年の「初収入税上納禁止法」はイギリスにおける教皇の有利な収入源をたちきつて、教皇至上権の物質的な基礎をつきくずすことを企図し、一五三一年の「上訴禁止法」は教皇庁からすべての裁判権を奪い、裁判の領域における至上権を確立するものであった。そして同法の前文は、国王を「最高の首長」と規定することによつて国王の至上権を主張するとともに、イギリスを「モンペイア」と規定する」とによつて外国の支配から独立の主権国家であることを示した。

こうして「国王至上法」の要素となるべきものはすべて出揃ふ、一五三四年同法が制定されたが、同法の「最高の首長」という言葉には、一五三一年のような「キリストの法の許容する限りにおいて」という制限が省かれていふ。要するに一五三四年の国王至上法は以上の諸立法において部分的に実現された諸規定を総合的にまとめあげたものと見るべきものであらう。

[1] Parker, p. 8.

[2] Letters and Papers, Foreign and Domestic, II, nos. 1312, 1313, esp. p. 353, quoted in K. Pickthorn, Early Tudor Government, 1951, p. 117.

[3] A. F. Pollard, Henry VIII, 1902, new impr. 1951, pp. 187~188; H. A. L. Fisher, Political History of England, 1913, pp. 214~215; J. Gairdner, The English Church in the Sixteenth Century, 1902, pp. 43~47; Elton, pp. 106~107; Pickthorn, pp. 115~117.

[4] Hughes, pp. 140~147.

[5] Elton, p. 125.

- (6) D. Wilkins, *Concilia Magnae Britanniae et Hiberniae* III, 1737, 742~744, quoted in Hughes, p. 229.
- (7) Elton, pp. 124~125; Pickthorn, p. 157.
- (8) Hughes, pp. 227~229; Gardner, p. 109.
- (9) Hughes, p. 230.
- (10) G. R. Elton, King or Minister? The Man behind the Henrican Reformation, History, XXXIX, No. 137, 1954, pp. 227~228.
- (11) Elton, History, p. 228.
- (12) Elton, History, pp. 224~225.
- (13) R. W. Dixon, History of the Church of England, I, 1895, p. 68.
- (14) H. Gee and W. J. Hardy, Documents illustrative of English Church History, 1896, repr. 1921, pp. 176~178.
- (15) Elton, History, p. 230.
- (16) Elton, History, pp. 216~232.
- (17) R. B. Merriman, Life and Letters of Thomas Cromwell, 1902, I, p. 1, p. 9, p. 10, p. 11, p. 13, p. 47.
- (18) Hughes, p. 225; W. G. Zevelde, Foundations of Tudor Policy, 1948, pp. 184~187.
- (19) Hughes, pp. 225~226.
- (20) G. R. Elton, The Commons' Supplication of 1532, English Historical Review, LXVI, No. 261, 1951, p. 523.
- (21) Gee and Hardy, pp. 145~153; Elton, Commons' Supplication, pp. 507~534.
- (22) Pickthorn, pp. 184~185.
- (23) Constant, p. 103.

- (23) E. Hall, Henry VIII, 1542, quoted in Pickthorn, p. 186.
- (24) Letters and Papers, V, No. 1013, quoted in Pickthorn, p. 185.
- (25) Gairdner, p. 122; Pollard, p. 235; Constant, p. 103; Hughes, p. 237.
- (26) Parker, p. 67; Davies, p. 69.
- (27) Merriam, I, p. 97.
- (28) Maitland, English Historical Review, XVI, 43, quoted in Pollard, p. 232.
- (29) Tanner, p. 27.
- (30) Tanner, pp. 27~28.
- (31) Pickthorn, p. 171.
- (32) T. P. Taswell-Langmead, English Constitutional History, 8th ed. 1919, p. 407.
- (33) Tanner, p. 26.
- (34) Hughes, p. 236.
- (35) J. D. Mackie, The Earlier Tudors, 1952, p. 356.
- (36) Elton, History, p. 230.
- (37) Tanner, pp. 41~43.
- (38) D. J. Medley, A Student's Manual of English Constitutional History, 1925, pp. 611~613.
- (39) Mackie, p. 357; G. R. Elton, The Evolution of a Reformation Statute, English Historical Review, LXIV, No. 251, 1949, p. 197.
- (40) Fisher, p. 318; Pollard, p. 240; Constant, p. 86, pp. 119~120.

③ D. L. Keir, Constitutional History of Modern Britain, 1938, 5th ed. 1953, pp. 63~64.
④ Elton, p. 161.

四 國王至上法と議會

一五三四年の國王至上法の制定による國王至上権の確立をもつてイギリスの宗教改革がはじまるのであるが、この際注意すべきことは、國王至上法にせよ、またその前提をなす初収入税上納禁止法や上訴禁止法にせよ、王の大権の発動に基く勅令のようなものではなく、手続においては議會制定法であつたということである。ポーウィックは「イギリスの宗教改革は議會で取扱われた。すべての重要な変革は法律によつて行われた」といつている。

このことはチャーチー朝の國家が単純に絶対主義と見なしえないことを意味する。メートランドは國王を「議會における國王」と規定し、「國王のみが最高ではない、國王と議會とが最高である」といつている。エルトンは「この国における最高権力は國王と貴族と庶民の集会に存すると認められる」として、これを「制限王政」とよんでいる。イギリスでは、中世を通じて、封建議會が一種の身分制議會に發展し、やがて二院制議會に転身するというような変化があつたにかかわらず、議會はそれ自身として連綿と生命をもつづけ、もつて、近代に及んだ。議會はチャーチー朝の國家の重要な要素をなしており、「王は議會なしでは何事もできなかつた」のである。フランスにおいて三部会が一六一五年以後閉鎖され、一七八九年のフランス革命に至つて再開されたのとは著しく趣を異にする。それではテューダー朝の國家は「制限王政」と規定するのが正しいであろうか。われわれは、この問題を考えるために、國王至上法を制定した「宗教改革議會」の実体がどのようなものであつたかを考えて見たい。それは果して議會本来の王権制限的機能を果したものであろうか。

まず貴族院から見ると、聖職貴族として大司教二名、司教一九名、修道院長三一名がいたが、司教の中、一三司教区が死亡や聖職籍剥奪のため空席になつており、王が補充した人物は王の意向に對してとやかくいうものではなかつた。残りの司教の中、二名は九〇歳代の老人であり、二名はキャサリンの離婚に関する言質をとられ、一名は王妃の聴罪司祭（Confessor）であり、一名は英語を話せなかつた。一五三三年頃修道院にかなりの空席があつたが、ヘンリーア世はいそいで後任を自ら指名した。これらの聖職者の中には国王と教皇との争に際して国王を支持するものもあり、一五三四五年事態が重大な段階に達した時には、聖職者は国王に抵抗することができない状態にあつた。全体として国王は聖職者身分から重大な反対を蒙るようなことはなかつたといえる。⁽⁵⁾

これに対して世俗貴族は三六——四五名であるが、彼らの多くは、聖職貴族とは対抗関係にあり、教会の權威がおとろえることを望み、このことによつて財政的利益を得ることを期待していた。⁽⁶⁾

ところで、この時代には法案が貴族院で発案されることもあり、庶民院から廻付された法案が貴族院で修正もしくは否決されることもあつたが、議会の重心が貴族院から庶民院に移行しつつあつたことは注意しなければならない。⁽⁹⁾

庶民院は総員三〇八名の中、七四名が三七州からの選出、二三四名が一一七自治都市からの選出であつた。⁽¹⁰⁾ 州の選舉人は一四三〇年のヘンリー六世の法律によつて「該州に居住する人々の年中年収四〇シリングの価値ある自由保有地を有するもの」に限られ、被選舉人は一四五五年の同じくヘンリー六世の法律で「該州の名望ある騎士もしくは騎士になるくらいのエスクワイヤないしジェントルマン」と規定された。したがつて選舉人はだいたいヨーマン以上に属し、被選舉人はジェントルマン以上ということにならう。都市の方は一八三二年の選挙法改正まで一定されず、選挙人は市内の土地所有者とか全世帯主とか一定の税金を支払う世帯主とか種々様々であったが、だいたいからいうと選挙権が狭くなる傾向にあり、富裕な商人がこれを独占し、時には投票者が一一二名ということもあつた。被選挙

人は商人など本来の市民ばかりでなく、ジェントルマンが相当多数を占めた。ヘンリー八世の宗教改革議会についての資料はもたないが、ロスケルによれば、ランカスター朝のヘンリー六世の議会（一四二二年）においてジェントルマンと本来の市民との比が四対三であり、それがヨーク朝のエドワード四世の議会（一四六七—一四五、一四七八年）では二対一となつた。⁽¹⁴⁾ そしてデューダー朝最後のエリザベスの時代は、ニールによれば、四対一となつていて、⁽¹⁵⁾ いるから、その中間のヘンリー八世の議会においてもジェントルマンが多数をしめたことはほぼ推察に難くない。もちろん庶民院には、このほかに、官吏や法律家が相当数いたが、彼らは出身からいえばジェントルマンや市民に属した。

ではこれらのジェントルマンや市民は国王に対してもう立場にあつたろうか。一般的にいうと、ジェントルマンは社会的に大貴族と対立する関係上、国王と親近な関係にあつた。そして中央政府の官僚として活動するとともに、地方に浸透する王権と結びついた。従来かれらは州会において活動し、租税評価の任に当たり、陪審員となり、州を代表して議会に出ていたが、デューダー朝の地方行政の重要機関である治安判事も、ジェントルマン層の出身者であつた。つぎに市民は商人を代表とするものであるが、彼らはいわゆる特權的市民が多く、特權賦与者たる国王と結合し、王権を反噬するようなことはなく、国王を支持する立場にあつた。一方王の方も財政上これら市民の財力に負うところ多く、これを後援した。このようにデューダー朝の庶民院は国王と利害を一にする特異な性格の議会であつたから、議会が特に国王の政策に反対し、これを制約する必要もなく、また国王が議会と一戦を交える必要もなかつた。むしろ国王は議会を利用して国民的な立場を表う方が有利であったのである。

宗教改革議会の議員は、ピクソーンによれば「聖職者の政治屋に憤慨し、また外国人のイギリス人に対する裁判に憤慨し、聖職者のもつてゐる官職や土地に垂涎しているような連中」であつた。コンスタンは「教会政策の問題に

おいて、ジェントリーと商人との意見が一致した点は、聖職者が特権や富を多くもちすぎており、ジェントリーや商人がこれを利用すれば今より以上有利に利用されようということであつた」と述べている。この点庶民院のねらつて
いるところとヘンリー八世の意図とは全く一致しているのであり、後年ヘンリー八世が「朕は、いかなる時にあつて
も、議会のある時ほど、朕の王たる身分において、高く位していることはない。議会においては、朕は頭脳として、
諸君は肢体として一箇の政治体のうちに結合され、編みあわされている」と述懐しているのもうなずかれることがで
ある。国王が議会の力を利用して問題を解決しようとしたのも偶然ではないが、政治をこの方向にむけたもの
はクロンウェルであつた。一五一五年大法官となり、一五二九年免官されたウルジーが「議会を開かないで統治す
る」方針であつたのに対し、クロンウェルは議会を利用する方針をとり、「ウルジーが議会を信用しなかつたのに對
し、クロンウェルは議会を利用した」といわれた。

しかしこのようすに庶民院との利害が一致していたからといって、王は庶民院に對して手を挙げていたわけではな
い。やはり何らかの方法で庶民院と通じていたのである。

まず庶民院の議員の選舉に對してはどうであつたろうか。これについては「パッキング」(Packing) が行わたった
という説がある。同時代の人の記録に、

「庶民院の大部分は王の召使であつた」⁽²²⁾

「議員の大部分は買収され、国王側に抱きこまれていた」⁽²³⁾

「議会は権威も威力もなかつた。というのは議会に本当の名をつければそれは国王の指名による顧問会とよばるべ
きもので、議会ではなかつたからである」⁽²⁴⁾

などとあるが、これらの叙述は、誇張があつたり、また反対派のものであつたりするので、言葉どおりに受けとるわ

けにはゆかない。議会を国王の指名議員でかためるという意味のパッキングが行わぬなかつたことは、ピクソーン、エルトンなどの史家の一致して説くところであるが、もちろん当時の選挙は自由選挙や秘密投票ではなかつた。選挙区民が都市の保護者の命令をきかずに議員を出したことはあまりないし、また州の豪族の要求をいれないで議員を出した例も少い。⁽²⁹⁾ 事実、クロンウェルは自分の希望した人物を当選させるためには、地方の貴族や王の官吏の力を利用し、地方の当局者にその旨をすすめた書翰をおくつた。⁽³⁰⁾ 彼は「議会の構成に組織的に留意し、政府に有利になるよう

にこれに影響力を及ぼそとした最初の人」といわれる。

つぎに庶民院議長は、理論上は議員の自由な選挙によるにもかかわらず、事実上は国王の指名にかかり、国王の代理者たるにすぎなかつた。⁽²⁹⁾ 一五二九——三一年の議長オードリー、一五三三——三六年の議長のウイングフィールドなどいずれも法律家であり、国王の法律関係の顧問であつた。議長は、議事を掌理する権限をもつものであるから、国王が議会に影響力を及ぼす上に最も有用な道具となつた。⁽³⁰⁾ 議会内に議席をもつ枢密院議官も同じような仕事をしたのであり、クロンウェルの如き前にも述べたように大きい役割を演じた。

そしてヘンリー八世自らも議事の進行には無関心ではなかつた。つねに両院を訪問し、数時間院内にあつて議会の動静をうかがつたが、命令を発するようなことはなかつた。この点ではエリザベスよりも恣意的でなかつたといえる。王は議員と協議し、素直にその理由を示した。ヘンリー八世は国王としてよりも両院の指導者として行動したのである。⁽³¹⁾

もつとも、議会がまつたく受身の立場に立つていたわけではない。議会内には言論の自由があり、国王の政策に対する批判、法案に対する反対、議会内の意見の分裂、法案の修正・撤回の如きことが行われたことを見遁してはならない。

こうして、タナーによつて「近代的な線に沿つた会期をもつ最初の議会」と評せられるの宗教改革議会も、全体的に見れば王権を制限するようなどとはなく、テューダー朝特有の「従順議会」(Obedient Parliament)によばれるにふさわしいもので、議会本来の機能である王権制限的機能を果さなかつた。この点後のピューリタン革命時代の長期議会などとは全く性質を異にした。

したがつてテューダー朝の国王をメートランドの説の如く「議会における国王」と規定しても、重点は「国王」に存した。メートランドみずからも「テューダー朝の議会、とくに亨リーア一世朝の議会は極度に従順で、事實上ヘンリーア一世は議会を通じて己の欲することをなすことができた」といつてゐる。これに対し、エルトンがテューダー朝を「制限王政」と見、クロンウェルを「この国の最初の議会政治家⁽⁶⁾」と評しているのはあまりに近代的な解釈といわれぬをえない。われわれとしては、基本的にはテューダー朝を絶対主義と規定し、その上で、「従順議会」たるテューダー朝議会の絶対主義に対する修正的・外飾的役割を考えるべきであろうと思う。

- (1) Powicke, p. 34.
- (2) F. W. Maitland, Constitutional History of England, 1908, repr. 1920, p. 253.
- (3) Elton, p. 167.
- (4) Powicke, p. 4.
- (5) W. Stubbs, Lectures on Mediæval and Modern History, 1887, p. 309.
- (6) Mackie, p. 350.
- (7) Stubbs, p. 309.
- (8) Mackie, p. 350.

- (9) S. T. Bindoff, Tudor England, 1950, p. 98.
⑩ Hughes, p. 210.
⑪ G. B. Adams and H. M. Stephens, Select Documents of English Constitutional History, 1901, 1926, pp. 190~191.

- ⑫ Adams and Stephens, p. 195.
⑬ Keir, p. 42.
⑭ J. S. Roskell, The Commons in the Parliament of 1422, 1954, pp. 129~131.
⑮ J. E. Neale, The Elizabethan House of Commons, 1949, p. 147.
⑯ 抽稿「ヤギリス絶対王政と議院」西洋史学 17' 1951年 111—111頁
⑰ Pickthorn, p. 128.
⑱ Constant, p. 30.
⑲ Letters and Papers of Henry VIII, IV, 107, quoted in A. F. Pollard, Evolution of Parliament, 1926, p. 231.
⑳ Pollard, Henry VIII, p. 207.
㉑ Bindoff, p. 97.
㉒ E. Hall II, p. 169, quoted in Pickthorn, p. 138.
㉓ Spanish Calendar V (1) p. 361, quoted in Pickthorn, p. 130.
㉔ Letters and Papers of Henry VIII, XI, No. 1244, quoted in Pickthorn, p. 130.
㉕ Pickthorn, p. 131; Elton, p. 173.
㉖ Elton, p. 173.

(27) Elton, p. 172

(28) Elton, p. 272.

(29) Tanner, p. 527.

(30) Elton, p. 172.

(31) Pollard, Henry VIII, pp. 211~212.

(32) Keir, p. 59; Constant, pp. 24~27.

(33) Tanner, p. 515.

(34) Maitland, p. 251.

(35) Elton, p. 175.

H 國王至上法の史的意義

最後に、國王至上法がイギリス絶対主義の成立にどのような意義をもつていたかを考えて見るが、われわれは、これまでに述べた(1)の二つの点を注目したい。

その第一は、ヘンリー八世が「イギリスの教会の最高の首長」となることによつて、教会という封建的勢力をその権下に従属させる端を開いたことである。イギリス絶対主義の第一の礎石を置いた王は先代のヘンリー七世であるがヘンリー七世は最後の封建的内戦であるバラ戦争を終結に導き、大貴族を制圧した。かつてスタッブズが指摘したように、バラ戦争によつてかららずしも貴族全体の数が減少したわけではないかも知れないが、ボラードのいうようにこれによつて大貴族が滅び、旧い家柄が減少したことは事実であろう。しかし、ヘンリー七世が王位に即いてから

後の時代でもヨーク派の旧貴族の反抗が絶えなかつた。一四八六年のリチャード三世の遺臣ラヴァル子の乱、一四八七年のウォリック伯ににつきあげられエドワード六世を僭称したランバード・シムネルの乱⁽⁴⁾、一四九一年のヨーク公リチャードを僭称したペーキン・ウォーベークの乱⁽⁵⁾、一五〇一年のサファク伯の陰謀などがおこつたが、いずれもヘンリー七世によつて鎮圧された。一五〇四年王が「制服禁止法」(Statute of Liveries) を制定して「いかなる身分・位階・地位にあるものでも、ひそかにもしくは公然と制服もしくは徽章を与えてはならない。またいかなるものでも家臣にしてはならない」⁽⁷⁾としたのはこの時代のいわゆる擬似封建制(Bastard Feudalism)に基く傭兵的家臣団を解散し、旧貴族の軍事的基礎を破壊するためであつた。こうしてヘンリー七世は封建貴族に大打撃を加えたが、絶対主義にとつて封建貴族に怠らず重要な問題であつたのは教会である。しかしこれに対してもヘンリー七世がなしたことは聖職裁判特権や教会への避難権(Sanctuary)を制限したくらいのことであつた。したがつて、教会問題の本格的な処置は次王ヘンリー八世に残された形になつたが、本稿の主題である国王至上法は、イギリスの富の三分の一を支配し、貴族とならぶ封建的勢力としての教会を国王に従属させる端を開き、封建的分裂を克服して、中央集権的国民統一を確立する上に一步を進めたものとして大きな意義を有したと見られる。これが国王至上法の第一の史的意義である。

ところで、国王至上法の「イギリス教会の地上唯一最高の首長」について第二に注目すべき点は、従来の教皇至上権を否定してイギリス国王がイギリス教会の最高の首長となつたということである。上に述べたように教会は貴族とならぶ一大封建的勢力であつたが、貴族とちがう点は、イギリス王の臣下であるとともに、ローマ教会の普遍的支配の下におかれていたということである。アダムズの叙述をかりると「教皇政治は一つの大國際国家であつて、ローマにはヨーロッパの各国からつねに報告書・上訴・租税が流れ込み、また逆にローマから各国に命令・訓令・判決が流れ

た。当時イギリスは若干のことがらについては大多数の国よりもやや独立的地位にあつたが、それでもなお公的生活の広汎な部分においては自国の政府ではなく外国の政府に依存した⁽¹⁰⁾のである。したがつてイギリスがローマ教会の普遍的支配から自立しようとする場合、ドイツなどとはその方式を異にしたことはいうまでもないが、これから自立することは、イギリスの絶対主義確立の上の必須条件であつた。国王至上法が、教皇至上権に対し、国王至上権を主張したことは、イギリスの国民的自立を一步推進したという点において、重要な意義を有する。

要するに、国王至上法は、第一に貴族とならぶ封建的勢力である教会を国王に従属させる端を開き、封建的を分裂克服して、イギリスの中央集権的国民統一の実現を促したものであり、第二にローマ教会の普遍的支配を否定して、イギリスの国民的自立を一步前進させたものである。そしてキアが「ヘンリー八世の治世において、ローマ教皇のキヤンタベリー大司教区およびヨーク大司教区に対する支配が否認されたが、その結果できあがつた教会は、教皇至上権にも国王至上権にもひとしく無関係な教会ではなく、全体として国王に従属した教会であつた」と指摘しているように、ヘンリー八世の宗教改革が国王至上権と結びついたことは、その国民的統一・国民的自立すなわちその国民主義に、絶対主義的な「上から」という性格を与えたものである。この点、中産階級を地盤とし、国王至上権を否定したピューリタン革命の民主的な「下から」の国民主義とは好個の対照をなした。マニングが最近の論文において「教会を国家に従属させた」という点において、ヘンリー八世の宗教改革から、イギリス史上、はつきりと絶対王政とよばれる段階がはじまつた⁽¹¹⁾として、イギリスの絶対主義がヘンリー七世ではなく、とくにヘンリー八世からはじまつたとしているのは、この間の事情を指しているものと思われる。

(1) Stubbs, pp. 465~466.

(2) A. F. Pollard, *The Reign of Henry VII from Contemporary Sources*, III, 1913~1914, p. 319.

- (3) Mackie, pp. 67~68.
- (4) Mackie, p. 69.
- (5) Mackie, p. 116.
- (6) Mackie, p. 167.
- (7) Tanner, p. 9.
- (8) O. A. Marti, *Economic Causes of the Reformation in England*, 1929, p. 1.
- (9) Keir, p. 48.
- (10) G. B. Adams, *Constitutional History of England*, 1921. p. 244.
- (11) Keir, p. 49.
- (12) B. Manning, *The Nobles, the People, and the Constitution, Past and Present*, No. 9, 1956, p. 44.

(昭和11年8月1日稿)